

酒田市立中学校生徒重大事態再調査に係る
調査報告書の公表に当たって

令和3年2月に発生した酒田市立中学校の生徒の自殺事案に関し、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、再調査を実施しました。

再調査に当たり、ご協力をいただきました皆様には、心から感謝申し上げます。

この度、再調査の結果について、別添のとおり市ホームページへの掲載により公表し、皆様へのご報告とさせていただきます。

公表に当たっては、公表の目的、記載上の配慮等について、下記のとおり整理し、実施しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 公表の目的について

再調査では、「いじめ防止対策推進法（第2条第1項）の定義に該当するいじめが存在していたものの、いじめと自殺との因果関係を認めるに足りないとの結論に至った。」と判断されました。

他方、「本件生徒は中学入学後から自殺に至るまでの間、様々な場面、様々な形でSOSを発しており、それらに対して学校・教員が的確に把握し対処することができていれば、本件生徒の自殺を回避できた可能性も否定できない。」とも指摘しています。

再調査の結果の公表は、いじめや自殺に至った経過等について、その事実を皆様と共有し、いじめに限らずとも自殺に至ってしまう事案の背景について考える機会を持つことにより、市を挙げて、いじめはもとより同種事案の再発を防止することを目的にしています。

2 記載上の配慮について

いじめや自殺の再発防止という公表の目的を達成するためには、いじめや自殺に至った経過等の事実関係の記載は必要ですが、他方、個人情報や個人の権利利益を侵害するおそれのある情報等については、公表の目的と公表による関係者への影響や権利利益の不当な侵害のおそれを比較衡量し、記載上の配慮を施し、公表版として整理しています。

3 調査報告書を閲覧した皆様へ

再調査の結果の公表により得た情報は、適正に利用し、1に示した公表の目的（いじめや自殺の再発の防止）のために役立ててください。

公表の目的を阻害する行為、例えば、関係者の特定を行ったり、インターネット上での批評を行うこと等、関係者の権利利益を侵害することのないよう、切にお願いします。

令和7年3月10日

酒田市長 矢口 明子